



全学年対象 奨学金案内

〈公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金 についての募集説明会(生徒対象)〉

日時：4月11日(水) 放課後 16:40~17:00 (20分程度)

※16:40説明スタート!時間厳守!!

場所：進路学習室(進路室隣り) ※筆記用具持参

書類の提出締切日：4月17日(火) 厳守!!

*説明会は1回限りです。希望者はこの説明会に必ず参加して下さい。
正当な理由があり参加できない場合は、進路指導部 儀間(理科)まで
必ず事前連絡を!!



【奨学金の種類】

高校生を対象とする奨学金は「高校育英貸与奨学金」と「高等学校奨学金」の2種類があります。
併願は出来ませんので、どちらか1つに応募して下さい。

1. 高校育英貸与奨学金

貸与型

対象：全学年

給付額：右表参照

※奨学金は**無利息**で、奨学金は、年3
回の振込予定日に奨学生名義の預
金口座へ振り込まれます。

区分	高校育英貸与奨学金/高等学校奨学金
自宅通学	18,000円/月
自宅外通学	23,000円/月

募集人数：(昨年度採用人数は542名程度)

応募資格：学業・人物ともに優れた生徒で、経済的理由により修学困難な生徒が対象です。

家計と学力の基準があります。

学力基準 新1年生 → 中学校の成績が3.0以上

2,3年生 → 高校の成績が3.0以上

貸与型

2. 高等学校奨学金

対象：**新1年生のみ**

給付額：「高校育英貸与奨学金」と同じ。

募集人数：(昨年度採用人数は25名程度)

応募資格：勉学意欲がありながら、経済的理由により修学困難な生徒で新1年生が対象です。学
力基準はありませんが、**家計基準(生活保護基準に準ずる程度に困窮)があります。**

上記1. 高校育英貸与奨学金と比べて、採用枠が小さいです。

裏面に続きます

【学校への提出書類】

1. 奨学生願書（申込みには連帯保証人が必要です） *説明会で配布します。

2. 住民票謄本（本籍地及び続柄が記載されているもの、マイナンバーは記載しない）

*家族の住所から転出している者（単身赴任や進学など）は、本籍地及び続柄が記載されている住民票抄本を提出して下さい。

3. 平成 29 年度 市町村県民所得課税証明書

*市町村役所が発行したもので、所得及び課税に関わる全項目が記載されているもの

<提出者>：生計をひとつにする 20 歳以上の者（専業主婦や無職者も含む）。

ただし、就学者は提出不要です。*恩給・遺族年金及び障害年金を受給している者は、受給額が確認できる書類の写しも追加提出して下さい。

下記の区分にあたる者は、平成 29 年度 市町村民税所得課税証明書と該当する証明書を提出して下さい。

※各証明書は原則発行者の押印が必要です。

区分	証明書	発行所	
平成 28 年以降に 就職、転職した者	給与所得者以外 (自営業等)	申告内容確認表又は 確定申告書(控)の写し	税務署
	給与所得者 (会社員等)	・源泉徴収票 ・年収見込証明書 ・月収証明書	現在の勤務先 ※給与明細書は不可
平成 28 年以降に失業、退職した者 又は平成 30 年 9 月までの退職予定者	雇用保険受給資格者証の写し、ハローワークカードの写し、 退職(予定)証明書、退職金(予定)額証明書等のいずれか	公共職業安定所又 は退職時の勤務先	

4. 応募者本人名義の通帳の写し

奨学金振込用の口座情報を確認しますので、預金通帳の店名、口座番号、フリガナ等が記載されているページの写しを提出して下さい。

(注 1) 奨学金の振込に利用できる口座は奨学生本人名義の口座に限ります。

(注 2) 長期間利用していない口座を届け出る場合は、事前にご利用の金融機関にて口座の利用可否をご確認下さい。利用停止、解約等がされている口座には振込ができません。

5. その他、特別控除に係る証明書類（所得控除を希望する場合に提出する）

(1) 障がい者がいる世帯：障害者手帳の写し

(2) 長期療養者（6 か月以上の療養が必要な人）がいる世帯

・入院、通院証明書又は診断書（記載内容：療養期間及び通院頻度）

・直近 6 か月分の医療費等の領収書の写し

(3) 災害等の被害を受けた世帯（高校育英貸与奨学金のみ）：罹災証明書

(注 1) 財団又は学校が推薦・選考上必要と判断した場合、上記以外にも証明書等を求めることがあります。

(注 2) 緊急採用に申し込む場合は、家計急変に関する証明書等も必要です。

(注 3) 申込みをする場合は、**学校が定めた提出期限を守って下さい。(4月17日(火)厳守です)**

説明会に参加しなければ、申込みは出来ません。自分だけで判断せず、保護者の方としっかり相談して、必要な生徒は必ず説明会に参加して下さい。

また、書類の提出期限もきちんと守りましょう。